

■新旧対比表（入札説明書等） 令和6年7月公表版からの変更箇所

No.	ドキュメント名称	頁	新	旧（令和6年7月公表）	変更理由
1	事業契約書（案）	3	第12条第2項 <u>本事業期間中、本事業の受注者が SPC である場合は、</u>発注者の事前の承認を得ることなく、合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡、組織変更その他会社の基礎に重大な影響を生じる変更を行ってはならない。<u>本事業の受注者が SPC 以外の企業体である場合は、発注者へ事前に通知を行い、本事業における必要な措置について発注者の指示に従うこととする。</u>	第12条第2項 <u>受注者は、本事業期間中、</u>発注者の事前の承認を得ることなく、合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡、組織変更その他会社の基礎に重大な影響を生じる変更を行ってはならない。	質問・意見を踏まえた変更
2	事業契約書（案）	3	第13条第1項第3号 受注者は、本事業終了日において、<u>発注者が求めた場合、完成検査</u>を実施した事業年度の翌事業年度から起算して5年間<u>の必要な維持管理に関する</u>書類を、市に送付しなければならない。	第13条第1項第3号 受注者は、本事業終了日において、<u>工事完成検査</u>を実施した事業年度の翌事業年度から起算して5年間<u>を経過していない</u>書類を、市に送付しなければならない。	内容の明確化
3	事業契約書（案）	59	第144条の4第4項 <u>第144条第2項第14号</u>に定める解除事由が発生したことを理由に本契約が解除された場合、受注者は、第1項に定める契約解除等違約金額に加え、違約罰として、業務委託料の100分の10に相当する金額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。	第144条の4第4項 <u>第139条第2項第12号</u>に定める解除事由が発生したことを理由に本契約が解除された場合、受注者は、第1項に定める契約解除等違約金額に加え、違約罰として、業務委託料の100分の10に相当する金額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。	引用元の適切化

No.	ドキュメント名称	頁	新	旧（令和6年7月公表）	変更理由
4	事業契約書（案）	69	別紙4. 2 <u>物価変動に基づく、業務対価のうち工事費の部分の金額</u>の改定は本契約書第79条の規定に基づく。詳細は「賃金等の変動に対する工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）」（令和6年3月 大阪市建設局）に準じるものとするが、変動率は±【 】%【提案書類により事業者が提案する割合】とする。	別紙4. 2 <u>施設施工費のうち、物価変動に基づく施工工事費</u>の改定は本契約書第79条の規定に基づく。詳細は「賃金等の変動に対する工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）」（令和6年3月 大阪市建設局）に準じるものとするが、変動率は±【 】%【提案書類により事業者が提案する割合】とする。	内容の明確化